

日本学術会議会員任命拒否に対する抗議声明

臨床法学教育学会理事会

理事長 須 網 隆 夫



菅義偉内閣総理大臣による、日本学術会議会員候補6名の任命拒否は、日本学術会議法に反する違法な行為であり、憲法の保障する「学問の自由」を脅かし、ひいては学問の向上発達による利益を享受する国民の利益を損なうものである。

日本における法曹養成のための臨床法学教育の研究と実践を発展させるために設立され、法学研究者と法律実務家により主に構成される臨床法学教育学会理事会は、2020年10月6日理事会決議に基づき、これに強く抗議し、菅内閣総理大臣に対し、

1. 候補者の任命拒否に至った経緯・理由を明らかにするとともに、
2. 任命を拒否された当該会員候補6名を日本学術会議会員として速やかに任命すること、を求める。

(1) 任命拒否の違法性

日本学術会議法第7条第2項は、内閣総理大臣の任命権を規定するが、具体的な会員の任命は、第17条による「推薦に基づいて」なされる。そして、第17条はその推薦の基準を、「優れた研究又は業績がある科学者」とするが、当該候補者に優れた研究又は業績があるか否かの審査能力が内閣総理大臣にないことは明らかである。

そうすると、会員として任命されるべきか否かの実質的な判断は、学術会議の推薦の段階で行われるのであって、内閣総理大臣がこれを個別に判断することを法は予定していない。

このことは、第26条が、会員として不適切な行為があったことを理由とする退職の場合にも、学術会議の「申出」があることを前提としていることから裏付けられる。なお、会員本人からの病気その他やむを得ない事由による辞職の申し出があった場合ですら、内閣総理大臣がこれを承認するためには学術会議の同意が必須とされている（第25条）。

そもそも、第3条は、学術会議が「独立して」その職務を行うとし、学問の自由が侵害された歴史的経緯や学問の自由の重要性に照らし、その自律性・独立性を強く保障しているのであって、会員資格に関する実質的判断は学術会議にのみなしうという解釈が正当である。

今回の6名の任命拒否に際して、日本学術会議から、内閣総理大臣宛に当該6名の候補者を速やかに任命すべきとの要望書が発出されていることから、学術会議の意思決定に反することは明らかであり、任命権の存在に由来する任命裁量権を根拠としたと思われる、今回の任命拒否は、日本学術会議法第7条第2項に反する違法な行為である。

(2) 任命拒否の経緯・理由が明らかにされるべきであること

日本学術会議の目的は、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」(第2条)であり、この目的を達成するために職務の独立性が強く保障されている(第3条)。

科学の領域における基準で、独立して職務を執行できるからこそ、当該会議は、質の高い、多様なバックグラウンドを持つ研究者らによる自由闊達な議論を通して、今後の社会の発展に資する選択肢を提示するという役割を果たしうる。

すなわち、日々科学に真摯に取り組む科学者同士が、時に対立しながら、純粋に科学の向上・発展のために何が必要であり、重要であるかを議論し、判断していくことが、科学の発展・向上に最も資する。このような議論に、例えば政治的判断などの、科学とは無関係の他の基準が取り込まれた場合には、科学とは異質な理由によって結論が左右されることとなり、科学的知見・根拠に基づく最善の提案がなされないことになりかねない。さらに、このような異質な基準が取り込まれることにより、本来なされるべき科学的知見に基づく議論の機会自体が失われるおそれすらある。このような事態は、多様な意見を踏まえた議論から大きく発展していく学問にとって、その発展・向上がむしろ阻害される可能性、より良い科学的な根拠に基づく選択肢を提示しえたのに、できないという危険性を生じさせる。だからこそ学術会議の独立性は強く保障されるのである。

会議の推薦する優れた研究又は業績がある科学者が、恣意的に会員から除外されることは、会議の活性化を妨げるに止まらず、研究者らが純粋に学問的見地から様々な提言等の活動することを萎縮させる。このことは、学問の発展を阻害し、ひいては社会の利益に反する結果をもたらしかねない。

上述したように、今回の内閣総理大臣の任命拒否は、日本学術会議法違反であり、このような行為が繰り返されることがないよう、その経緯・理由が明らかにされなければならない。

(3) 当該候補者6名は速やかに日本学術会議の会員として任命されるべきであること

日本学術会議法第7条は、会員数を210人と規定しているが、現状、会員数が定員に満たない状況が継続している。違法な任命拒否の結果として、法の予定する定員を欠く状況が継続している上、今後の会議の活動に支障を生じさせる懸念もある。よって、これを是正するために、任命を拒否された当該6名の候補者を速やかに会員に任命すべきである。

(4) 以上の通りであって、本学会理事会は、菅内閣総理大臣に対し、1. 任命拒否に至った経緯・理由を明らかにするとともに、2. 任命を拒否された当該会員候補6名を日本学術会議会員として速やかに任命することを求めるものである。

以上